

財形住宅預金規定

この預金の契約の証裏面に「財形住宅預金規定」が記載されている場合であっても、本規定によりお取り扱いさせていただきます。

1. 預入れの方法等

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主がお客さまの給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財形住宅預金契約の証（以下、「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. 預金の種類、期間等

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応答日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3. 自動継続

この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合は、これを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

4. 預金の支払方法

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅の登記事項証明書等の所定の書類（またはその写し）を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

- (5) 第2項および第4項の払戻しの手続に加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

5. 預金の支払時期等

前条および第7条による、この預金の支払は次に定める満期日以後に行います。

- ① 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 満期日は、前号に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③ 第1号または第2号による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- ④ 第1号または第2号により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

6. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続をしたときにはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
- ① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」利率
 - ② 2年以上 当行所定の「2年以上」利率（以下、「2年以上利率」といいます。）
- (2) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (3) この預金の付利単位は1円とします。

7. 預金の解約

- (1) やむをえない事由により、この預金を第4条の支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに当店へ提出してください。
- (2) 前項の解約手続に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) この預金は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をおことわりするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金を解約することができるものとします。
- なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」といいます。）第2条1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
- B 暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
- C 第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
- D その他前各号に準ずる行為

8. 税額の追徴

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って法令にもとづき計算した税額を追徴します。

- ① 第4条によらない払出しがあった場合
- ② 第4条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- ③ 第4条による一部払出後2年以内に住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合

ただし、お客さまの死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

9. 差引計算

(1) 第8条第2号の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

① 第8条第2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

10. 転職時等の取扱

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約にもとづく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年（当該事実の生じた日が平成16年3月末日までの場合は、1年）以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

11. 非課税扱いの適用除外

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入があった場合
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

12. 預入金額の変更

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって当店に申出てください。

13. 届出事項の変更、契約の証の再発行等

(1) この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店へ届出てください。

(2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失が

ある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (3) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
- (4) 契約の証を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

14. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を当店へ届出てください。お客さまの成年後見人等について家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を当店へ届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって当店へ届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって当店へ届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

15. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱う場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

16. 盗取された契約の証による払戻し等

- (1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることをお

客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合は、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項に係る当行への通知が、契約の証が盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合に、当行は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払戻しがお客さまの重大な過失により行われたこと

B お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行がこの預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、この預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

17. 譲渡、質入れの禁止

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引に係るいっさいの権利および契約の証は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

18. 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては支払は不要です。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. 規定の変更

この規定は、民法 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更出来るものとします。

以上

2020年3月16日現在